

技 第 6 0 9 号
平成28年3月30日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知しましたので、ご承知ください。

島根県土木部技術管理課 農林設計基準グループ 野津／西山 0852-22-5942 土木設計基準グループ 門田／田中 0852-22-5941

技 第 6 0 9 号
平成28年3月30日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林振興センター所長
各水産事務所長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部 技術管理課長

受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので、関係職員へ周知願います。
なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事（建築工事を除く）

2. 内 容

「別紙」のとおり

3. 適 用

平成28年4月1日以降起案する工事

平成28年4月1日以降変更（変更指示）する工事

4. その他

（1）平成28年4月1日以降の島根県公共工事共通仕様書特記事項に追記します。

（2）職員ポータルライブラリに以下の名称で登録します。

01-03-339【積算】自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて

土木部技術管理課

農林設計基準グループ

野津／西山 0852-22-5942

土木設計基準グループ

門田／田中 0852-22-5941

受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱い

1. 自社従業員*による交通誘導を行う場合の条件

- (1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所（交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所）であること。
- (2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。
- (3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。
- (4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。

※自社従業員…受注者（元請け）の従業員。下請けの従業員は該当しない。

2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提出

受注者から自社従業員による交通誘導を行うことの協議があった場合は、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提出させること。

なお、島後地区（隠岐の島町）においては1社以上とし、島前地区（海士町、西ノ島町、知夫村）においては不要とする。

3. 交通誘導員の配置計画の提出

- (1) 受注者から交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出させる。
- (2) 配置計画に変更が生じた場合は、受注者から変更理由を付して変更の配置計画を提出させる。
- (3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載させること。

4. 積算方法

- (1) 設計計上する職種は、「交通誘導警備員B」とする。
- (2) 設計計上する数量は、配置人員×必要日数（時間）とする。
- (3) 「建設工事積算基準第I編第2章2-5（2）⑨1）交通誘導警備員の積算」の計上区分による補正は行わない。
- (4) 設計変更する場合は、配置人員については、受注者から提出された配置計画に基づき行うこととし、また、必要日数については、配置計画毎の実績日数（実績時間）により行うこととする。

<積算例>

配置計画パターン1（3人）×実績日数（3日4時間）=3×（3+4/8）=10.5人
 配置計画パターン2（2人）×実績日数（4日）=2×4=8.0人

計（交通誘導警備員B）18.5人

5. 実績の確認方法

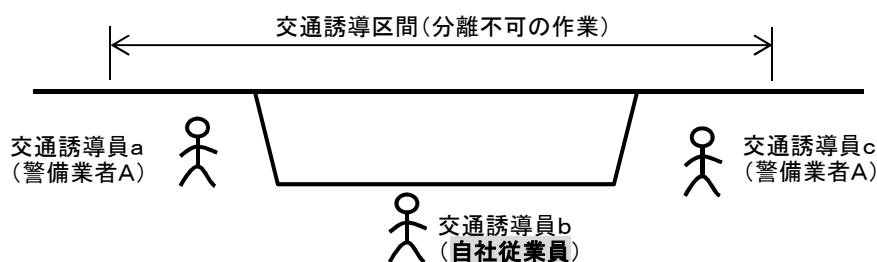
交通誘導業務に従事した日時（時間帯）及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を受注者から提出させ、配置状況及び従事した日数（時間）の実績の確認を行う。

※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの

※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真

6. その他

交通誘導の作業が連動する（分離不可の作業）一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法^{*}に違反するので、行わせてはならない。



図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可

※労働者派遣法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年7月5日法律第88号、最終改正:平成27年9月18日法律第73号)

第2条

1 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

2 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

3 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務として政令で定める業務